

障害者自立支援法の 抜本的見直しをさらに求める 緊急アピール

—障害のある人、すべての人々が幸せな社会をめざして—

障害者自立支援法は「自立と社会参加」の理念と政策の乖離が著しく、その結果障害間差別を招いている。このことは積年にわたり構築されてきた障害者福祉の本質を歪めるものである。

現行の障害程度区分は利用できる事業と支援の量、報酬単価、利用者の自己負担等を決定するものであり、適切な支援を決める方法ではない。結果として支援の質・量の低下を招いている。障害のある人が安心して生活できるよう、ここに緊急アピールを行うものである。

利用者・家族・事業者・社会の人々が安心できる 抜本的な制度と仕組みの見直しを図られたい。

- 新事業体系への移行には抜本的改善が必要であり、平成24年度以降の経過措置を5年間延長されたい。
- 人材確保と物価高騰への予算の確保を図られたい。
- 所得保障も含め、利用者負担のさらなる軽減を図られたい。
- 障害程度区分は、一人ひとりに適切な支援ができるような制度と仕組みへの抜本的な見直しを図られたい。
- 重度障害者でも自立した生活のできるヘルパー時間数の支給がされるようにした上で、重度訪問介護の単価の改善を図られたい。

平成20年11月19日

主催団体

全国障害児・者支援団体協議会

(財)日本知的障害者福祉協会、(社)全国脊髄損傷者連合会、(社)日本精神科病院協会
(福)全国精神障害者社会復帰施設協会、全国知的障害者施設家族会連合会

賛同団体

(福)全国重症心身障害児(者)を守る会、全国盲ろう難聴児施設協議会、全国肢体不自由児通園施設連絡協議会、全国自閉症者施設協議会、障害者相談支援事業全国連絡協議会、(社)東京社会福祉士会、東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡協議会